

第4回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第80号 いちき串木野市第2次総合計画基本構想の策定について
 - 第 2 議案第81号 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
 - 第 3 議案第82号 いちき串木野市障害児通所支援事業施設条例を廃止する条例の制定について
 - 第 4 議案第83号 いちき串木野市奨学金条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 第 5 議案第84号 いちき串木野市特別会計設置条例等の一部を改正する等の条例の制定について
 - 第 6 議案第85号 市来体育館等の指定管理者の指定について
 - 第 7 議案第86号 多目的グラウンド等の指定管理者の指定について
 - 第 8 議案第87号 パークゴルフ場の指定管理者の指定について
 - 第 9 議案第88号 総合体育館の指定管理者の指定について
 - 第10 議案第89号 観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について
 - 第11 議案第90号 市営駐車場等の指定管理者の指定について
 - 第12 予算議案第4号 平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）
-

本会議第4号（12月13日）（火曜）

出席議員 17名

2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君
10番	濱田尚君		

欠席議員 1名

1番	松崎幹夫君
----	-------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	教委総務課長	木下琢治君
副市	長	中屋謙治君	消防長	原蘭照明君
教育	長	有村孝君	健康増進課長	所崎重夫君
総務課	長	中尾重美君	福祉課長	後潟正実君
政策課	長	満蘭健士郎君	市民スポーツ課長	中村安弘君
財政課	長	田中和幸君	水産商工課長	平川秀孝君
市来支所	長	下迫田久男君		

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第80号

○議長（中里純人君） まず日程第1、議案第80号いちき串木野市第2次総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。

議案第80号については、議長を除く議員17人で構成するいちき串木野市総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、継続審査に付することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号については、議長を除く議員17人で構成するいちき串木野市総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ただいま設置されましたいちき串木野市総合計画基本構想審査特別委員会は、会議規則第44条第1項の規定により、期限を平成29年3月31日までとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については期限を平成29年3月31日までとすることに決定しました。

ここで、正副委員長互選のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

いちき串木野市総合計画基本構想審査特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告します。

委員長に中村敏彦議員、副委員長に濱田尚議員が選出されました。

△日程第2～日程第12

議案第81号～予算議案第4号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第2、議案第81号から日程第12、予算議案第4号までを一括して議題とします。

これより質疑に入ります。

まず、議案第81号連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について質疑はありませんか。

○11番（東 育代君） 1点だけお聞きしたいんですが、この連携中枢都市圏の形成の連携協約の締結のことですけれども、30ページのほうにずっと圏域全体の経済成長の牽引ということで細かく表があるんですが、この中に甲の役割、乙の役割とずっとあるんですけれど、30ページのほうで医療体制のところ、高度な中心拠点の整備、この部分だけが甲の役割、乙の役割の文言が違うんですね。乙のほうは甲の取り組みに協力するということになっているんですが。

そこで、ちょっと気になるところが、救急医療施設運営補助金が出ていますよね、いつも。病院群輪番制等補助金という形で鹿児島市の医師会と薩摩川内市のほうに出ているんですが、こういうことも含めた中で連携中枢都市圏のほうで鹿児島市のほうと協定が結ばれると、今まであった救急のときに薩摩川内市のほうに搬送とか、そういう体制のところまで影響があるのかないのか。

私たちいちき串木野市は、緊急のときは薩摩川内市のほうが近いんですが、そこら辺の影響が出てくるのかどうかということが一つ気になるんですが、そこら辺のところはどんなふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○健康増進課長（所崎重夫君） ただいまの件ですけれども、薩摩川内市のほうと病院群輪番制病院運営事業補助金のほうを支払っておりますけれども、これは、救急車のほうが重度の方について搬送しているわけですけれども、これについてはやはり薩摩川内市のほうがかかりつけの病院があったりとかそういう格好でそちらのほうに搬送する部分ですので、その運営に係る経費でありますので、今回のこれとは全然また別問題ということで、やはりその患者さんの関係で薩摩川内市のほうに搬送したり、鹿児島市のほうに搬送したりということでのその病院の夜間の運営とか、休日の運営とかそれに係る運営費ですので、今回のこの制度とは話がちょっとまた別の関係で、したからといってこの補助金はずっと続いていくというふうに考えております。以上です。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第82号いちき串木野市障害児通所支援事業施設条例を廃止する条例の制定について質疑はありませんか。

○2番（福田道代君） この事業は今までの療育園を来年の3月で廃止をするということになっているわけなんですけれども、現在、療育園に登録をされている方が16名と伺っておりますが、その中で、来年の3月には卒園という形で小学校に入学というような状況の方もいらっしゃると思うんですけど、卒園される方と、今後、ここに参考例として出ております施設へ変わっていくというのか、そういう中で、保護者等などは納得しておられて、ほかの施設へ行く準備は具体的に進んでいるのでしょうか。この親御さんたちとの、子供たちとの、施設との話し合いとか、そういう問題が一つですね。

それともう一つは、こういう人たちはやはり、施設になれるまでが相当時間がかかるということも保護者さんたちも言われているんですけども、そういう中でやはり、その施設に通えない状況が起こったときに子供たちをクールダウンして対応するようなことが必要だという中で、この今ある施設をそういうようなところに維持できないかという問題をちょ

っとお伺いいたします。

○福祉課長（後潟正実君） 療育園につきましては、議員もおっしゃったように16名現在通っていきまして、8名が卒園予定でございます。残り8名につきましては、平成27年度中に閉園する見込みがあるということで話をしておりました。保護者の皆様には閉園の方向でということと話をしておりましたので、28年度中は療育園に通いながらほかの施設にも行ったりとかして、保護者の皆様は情報収集をされているところでございます。

こちらとしましては、26、27、28年と保護者の皆様とも話をしながら、そして、今年につきましては施設のほうにも出向きまして、29年3月をもちまして閉園いたしますので、今後のことについてはまた療育園利用者がまたそちらのほうで利用されるということで、よろしく願いますということで話をしているところでございます。

あと、通えなくなるという。ちょっと済みません、そこをもう一回お願いします。

○議長（中里純人君） ちょっと待ってください。

○福祉課長（後潟正実君） ほかの施設を利用されたときの、通えなくなったときの対応ということでよろしいでしょうか。

市としましては、現在の療育園につきましてはもう閉園ということで、利用しないというふうに考えておまして、いろんなことにつきましては、こちらのほうで療育園にいた保育士を障がい者等基幹相談支援センターに置いて対応しますので、またその辺の相談とかいろんなことにつきましては、こちらのほうに相談をしていただきながら、そこについては対応していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○2番（福田道代君） 廃園の方向というのは一応わかるんですけども、ただ、国の基準というのがあると思うんですね。その国の基準と本市の基準が大分食い違って、薩摩川内市などはやはり国の基準でいっているような状況が、療育園の園児たちの受け入れもあると思うんですけども、そういうような状況の中で、今、公立の保育園、生福のほう

は、言ったら子供たちが増えて、待機児童を出さないために対応しているという状況がございますよね。障害を持つ子供たちも同じような、やはりそういうような実態になるんじゃないかというような思いもするんですけども、このところでは今、閉園という形の具体的な提案がされておりますけど、本当にそういうふう閉園になっていって大丈夫なのか、やはり公的な施設を残して受け皿を十分に、療育園に行かなければいけない子供たちへの対応がやはり要るんじゃないかと思うんですけども。

国の基準というのと、本市の基準というのはどういうふうになっているんですか。

○福祉課長（後潟正実君） 国の基準は30日から8日を除いたというふうな利用者の基準のことだと思いますけれども、市としましては、これまでは14日間ということで一律しておりましたけれども、手のかかる子供については日数を増やしてもいいんじゃないのかなと。しかしながら、5歳とか小学生の入学前になってまいりますと、集団での生活もやはり重要になってくると思われまますので、そこはまた日数は今度は少なくともいいんじゃないのかなというふうに考えております。

そのことにつきましては、また療育園の経験を持つ者と話をしながら、その利用者の利用日数についての調整はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（福田道代君） 市としては、今のここは廃止して民間のほうにそういうふうな充実をということでは言われているんですけども、やはり子供たちが小さいときから対応するというのが相当大事な要素だということも、もう二、三歳で親と子供のきずながなかなか結べない子供たちに対して遊びを教えるという段階が療育園の一番の重要なところだと思いますけれども、そういうことで考えたときに、やはり国の基準というのか、先ほど課長が言われましたけど、大きくなったらそれはいろんな対応ができると思うんですけど、小さいときはやはり相当な日数がかかるということも保育士さんたちが言われていて、週に3日より4日のほうが良いというような、そういうような流れで、国もそういう形での

基準を設けているんだと思いますけれども。

そのような問題ともう一つは、お母さんたちはやはりこの施設を残して、そこで相談できるような施設として受け入れをできたらやってほしいなというのを相当お母さんたちは思っているんじゃないかと、先ほどだからほかの施設に通えなくなった子供たちがここに来て、ちょっとまた、いろいろとなれて、そしてまたその施設に帰っていくというような状況ができないかなというような思いがあらわれるみたいで、そこで、相談施設としてもあの場所はなかなか、子供たちの遊び用具がたくさんそろえてもらっていますので、そういうことも含めて、また勘案していただけたらと思います。

○福祉課長（後潟正実君） 保護者の皆様と話をする中では、やはり保護者の相談の場とか、よりどころとしての相談事業所の設置とか、気楽に相談しやすいスペースの確保とか、そういう話がありました。

市としましては障がい者等基幹相談支援センターの中で障害児から障害者まで切れ目ない支援をというふうな形での取り組みをしていきますので、相談センター自体はこちらのほうに置きまして、基本的にはこちらのほうで相談をしていただきたいというふうに考えてはおりますけれども、お子様につきましては健診等が健康増進センターのほうで行われている状況もございます。

もし、なかなかこちらに来にくいということであれば、こちらのほうから健康増進センターのほうへ出向きまして、そこで健診が終わった後相談を受けるとか、保護者の皆様が相談を受けやすい、そういう環境もつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第83号いちき串木野市奨学金条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号いちき串木野市特別会計設置条例等の一部を改正する等の条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号市来体育館等の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

○15番（原口政敏君） 市長にちょっとお尋ねいたしますが、この指定管理者の見直しといいますと、もうこれから、市の職員の方が60歳で定年になられて65歳まで再雇用ですよね。給料も当初は29万円だったそうなのですが、水曜日が休みということで25万円になったと。そうしますと市長、5年間で相当の数の職員の方がいらっしゃると思うんです。ですから、私はこの指定管理者をゆくゆくは市が引き取って、この退職をされる方を、例えば指定管理課とかつくって、できることは、この退職をされて65歳までの方々にさせるとか、その方法も一つの方法だろうと思うんですよ。

といいますと、今、指定管理者で、資料の41ページを見ていますが、5個の指定管理で756万円、私がこの市来体育館の知り得る範囲内におきましては、たしかパートの方が2人いらっしゃるんです。年間1人の方が80万円ももらっていらっしゃらないと。それで2人で160万円もあるかないかなんですよね。だから、恐らくですね、市長、それぐらいはもう指定管理の方が利益が出てこれると思うんです。これを当初で、この総合計画も出ておりますけれども、今から先はこの指定管理をまず市がもう引き取って、指定管理をさせないで市民の方にさせると、そういう方法も財政再建の一つの方法じゃないだろうか。これはいい意味で考えてください。

これはもう賛成はしますけど、今後は、市長がそういう考えに立って、財政再建の一端として市がまず引き取って、ここに1人退職者がいらっしゃいますが、毎年4、5人退職をされますよね。だから5年間になりますと年間に5人、25人になりますよ。その方たちを利用して指定管理者をやっていくという方法に切りかえるべきじゃないかなと私は思っているんです。実はもう来年の当初で一般質問を

しようと思ったんですけども、ちょうど出てきましたので。これはどの議案も、もうこれだけしか質問はしませんけれども、全くほかの指定も一緒なんですけれども、指定管理者が払うのは上下水道と電気代だけなんですよね、市長ね。大したことないと思うんですよ。

だから、恐らくそれも指定管理者のパートがもっている以上の方がもうけていらっしゃると思うんです。だからそれをもう市が引き取って、その方たちの職員が課をつくって、できる場所はその職員の方でやってもらえばいいわけだから。アクアホールとかいろいろできるわけですからね。

そういう考え方も、市長、考えてもいいのかなと思っておりますが、市長の考えをちょっと聞かせていただけないか。私はいい方法に言っているんですから。もちろん今回は反対しませんよ。今後のことを言っているんですから、市長の考え方をお聞かせください。

○市長（田畑誠一君） 指定管理者制度についてありますけど、これ原口議員御案内のとおり議会の皆さんと協議をして、できるだけ今、お述べになっておられますように財政の効率的な運用というのを主眼に置いておっしゃっておられますように、民間でできる仕事は民間にお願いをして、そのことによって民間もまた雇用も生まれる。イコールまちの活気につながると、こういう形で指定管理者制度をスタートしておりますが、今後の行革のあり方の中でただいまの御意見として承っておきたいと思っております。

○15番（原口政敏君） 実は、今、私が体育館だけ申し上げましたが、アクアホールもございますよね、アクアホール。実は私の友達がアクアホールに行きまして、やっぱり年間80万円ぐらいのパートで働いていらっしゃるんです。2人だったそうです。そうしますとね、市長、電気代、上下水道だけですからね、指定会社が払うのは。それを入れましてもね、市長、相当余るんです。

民間にさせるのは民間に、それはわかりますけれども、民間というのはもう、市民も民間ですがね。まず、その方たちの課をつくって、私が言うのは委託課でもいいわけですがね、つくって職員をそこに

やって、その職員ができるところはしたらいいわけですよ。アクアホールもできると思いますよ。大したことは要らないわけだから。

だから、そういうことを考えないと財政再建は、市長、できませんよ。また来年も一般質問しますけど、市長、このことは真剣に考えていただけませんか。民間にできるのは民間。市民も民間ですからね。民間にさせたら私は欲張ると思うんですよ、仕事も余らないんですよ。ありません。

だから、ぜひそういうことも御検討をされることを申し添えまして、この項はもう終わります。真剣に市長、考えてください。財政再建になるわけだから。

このことは副市長にも言いましたよね。言ったです、ちょっと。だから、一緒になって、副市長の考えがあったら副市長、答弁していただけますか。

○副市長（中屋謙治君） 指定管理の関係であります。御案内のとおり、この指定管理制度といいますが、民間が持っておりますノウハウを活用し、サービスはより高く、そしてコストはより低くという、こういったものがないかということでこれまで導入してきたところでございます。

今回、新たな行革の中で果たしてこの指定管理、いろんな形でやってきておりますけれども、今、御提言あったようなことで、これが最善、ベストかという、こういう観点で見直しをしようという、こういうことで項目に上げております。

今回、体育館等々、指定管理ということで上げておりますが、これにつきましては市が直営で運営したときの経費をベースに、今おっしゃいました賃金、あるいは電気料、あるいは清掃の委託料、こういったもろもろの経費を積み上げて、そして基準額を算定し、これに指定管理者が応募するという、こういうことでございます。

一つの考え方として、市内にあります市民の方々が会員として参入されておりますシルバー人材センターというのがございますので、ここをうまく利用すると言ったら語弊がありますけれども、シルバー人材センターに指定管理者で受けていただいて、そして市民の方々がより直接的に参加する、こういう

方法はできないかということで人材センターのほうとも協議した経緯がございます。

残念ながら今回は形にはなっておりませんが、今、御提言があったようなそういったものも含めながら今後検討させていただきたいと思っております。

終わります。

○15番（原口政敏君） もう一回質問ができますからこれで終わりますが、実はシルバー人材センターはもう手いっぱいなんだそうですよね。私が言いましたところ。もうこれ以上はもうできないという会員の方の、私も聞きに行きましたところ、もうこれ以上はできないということですので、まずは退職される方を念頭に、先ほど言いました課をつくって、その方たちが主導してやっていかなければ私は財政再建の道はないと思うんですよ。

もう一回市長に、もう最後になりますから、申し上げますが、市長、なるべく市内の方をやっぱりすべきだと私は思うんですよ。今回は別に反対しませんけれども、今後はそういうことも御考慮されることを申し上げまして質問を終わります。答弁はよろしいです。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第86号多目的グラウンド等の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第87号パークゴルフ場の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

○17番（福田清宏君） 二、三お尋ねします。

今回の納付金は180万円ということで、前回の納付金よりも110万円余りの下げという形になっていきますが、この辺についての理由といたしますか、いきさつといたしますか、その辺についてお尋ねします。

あわせて、指定管理者が行う業務として備品等の管理・貸し出しとか、芝の管理業務とかというのがありますが、良好な形で進んできたのかどうか、あわせてお尋ねします。

○市民スポーツ課長（中村安弘君） ただいまの質

間にお答えさせていただきます。

前回の納付金基準額については今回の金額とほとんど変わっておりません。パークゴルフ場の前回の納付金額の基準は170万7,000円でありました。そして、指定管理者を指定された会社の納付金額の提案額は294万3,000円という金額でございました。今回もいろいろ基準額について検討しまして、基準額を163万9,000円としたところでございます。そして指定管理者を今希望されている会社の提案額は、180万円という金額で提案額の申請があったところでございます。

2番目の質問につきまして、管理はどうかということでございますが、だんだん芝は、皆さんが有効に利用されますので傷んでまいります、9年経ちましたけれども、いろいろ25年ぐらいから大変苦慮されて、芝の管理に検討を進めていらっしゃいます。俗にありますゴルフ場と同じぐらいの管理ができないものか、いろんな方法を検討されておられます。そして、今までとすれば、芝がはげる状況が多々あったんですが、今のところはそういう箇所もほとんどないような状態にメンテナンスをしていただいていると。そして、これにつきましては、今の指定管理者さんはゴルフ管理のノウハウを持ったところに指導を仰ぎに行かれて、それを実際、作業していらっしゃるって、大分そういう芝の状況はよくなっている状況でございます。

また、いたる面でもまだまだ今から、時間が経ちますので手を入れなければならない部分もあるかと思いますが、頑張って、検討して、皆様が有効に使えるようなパークゴルフの管理ができればという意気込みを持っておられるところでございます。私たちも一緒にタイアップして検討を重ねているところでございます。

備品の管理につきましても、壊れたものについては修繕、もしくは修繕ができないものについては買い替える等について市のほうでも管理をしております。それについては、指定管理者と協議をしながらできるだけ修繕で済むものは修繕で対応していただきたいという旨をしながら、それらの専門の方の指導を仰ぎながら、買い替え等しているところでござ

います。

以上です。

○17番（福田清宏君） いや、基準額はわかるんですよ。どうしてその114万3,000円下がったのかというのを聞いているんですよね。あなたはそのときいなかったから答えられないんだろうね、この理由については。

この会社がとるために100万円上乗せして指定管理を受けたというのがそのときの採点の事実ですがね。5年経ったら今度は1社だけの参加者だからといって100万円落としてきたじゃないですか。こういう事実はどうでもこうでも曲げて理解しちゃいかんと思いますよ。

そういう思いがあってお尋ねしているんで、基準額というのはわかっていて、5年前だって基準額がわかっていて、そして相手方の金額より100万円上乗せして指定管理を受けたじゃないですか。そしてそれは採点として、そのことを重視して指定管理を決めましたと答弁されているんですよ、市は。にもかかわらず、もとに戻った金額で契約されていることについてはどうなったのと聞いているんであってね。そういうことですが。

それから、備品の管理、貸し出しの件については、もちろん修理もせないけません。古くなったら買い替えにやなりません。だけど、これ1本1本の本数の管理表というのがあって、1日1日チェックされているんですかね。紛失というのがあるんじゃないんですか。

というのは、スポーツ課で管理できると思うんですが、何本補充するについては何本修理が不可能、何本紛失によって何本補充するというのがあると思うんですよ。だからどうでもこうでもの形でおおよそ何本ぐらいということじゃないと思うんですよね。その辺についてはどういうこと、詳細はまた教育民生委員会になるようですが、委員会でいいですから、概要のところでお答えいただければ。

それから、芝のことについては一生懸命勉強されてというのは当たり前の話で、昨年、高齢者の方が、いずれあそこの芝は張りかえないかんぞと。あんな管理をしよったってだめやがという話が入ってきて

いるんですよ。そうしたら案の定、その後に芝の張りかえの予算が出てきて張りかえられました。今後そういうふうには思われたいような管理をしてもらわないといけないんじゃないかと思う。まあ、芝といっても生き物だから時としてはそういうこともあるでしょうよ。それは理解します。だけど、使う人たちの目に、大した管理もしないでということが映らないようにしていただくことのほうが指定管理者として仕事を受けたことの本来の姿勢だろうと思うんです。

そういうことも含めながら、お答えいただきたいと思います。

○市民スポーツ課長（中村安弘君） 基準額につきましては、繰り返しますけれども、いろいろ計算した状況の中で収支決算を見ながら出していただきまして算定しております。今回も、基準額を見直しましたが、163万9,000円に対して180万円納付という、向こうから提案された金額であるということは御理解していただければと思っております。それなりの対応はしていただきたいと思います。

なお、備品の関係については、大体半年ごとにはチェックする予定にしておりますが、壊れたものについてはもうだめと。で、処分して修理したものだけという形での押さえ方をしております。後で委員会のほうで具体的な数字は出させていただきますというふうで御理解していただきたいと思います。

芝管理等につきましても鋭意努力されておりますが、どうしても、夏を過ぎまして枯れる場合、そして冬場の状況によってはどうしても芝が増えませんが、そこだけの中で芝管理が足りないような部分もたまには出てきますが、できるだけ皆様がプレーされる園の中ではプレーしやすいような状況で対処していくようには努めておりますので、そこらあたりについても御理解していただければと思っております。

以上です。

○17番（福田清宏君） 納付金のことにつきましてはまだこれ以上答えが出ないでしょうから、今後のまた自分のいろいろ検証する中で答えを導きたいと思いますが。指定管理者今回1社ということで採点

方式をとっていないということ等もあつたりして、ちょっとやっぱり考えられますね。答弁で十分とは、満足してはおりませんが、もうちょっときちんとした説明があつてもいいんじゃないかと思えます。

というのは、それなりに評価をして今回指定したというのが理由ですから、とすれば、きちんとして5年前100万円上乗せしてとったよねと。で、今回また100万円下がって5年間じゃないねということを考えれば、その辺の評価はどうだったのかな。一切書いていないですよ、そのことについては。納付金についての評価の言葉は一つもないです。ないですが、5年前がそうであつたがゆえに質問をしています。

備品の貸し出しとか芝については、使う人たちが見えていますからね。言いませんよ。課長がしょっちゅう来ているということも言っていますよ。だけど、あれでいいのかな、本来のスポーツ課長として仕事ほかにあるのにねといういろいろな思いがあつて。市民の皆さんは直接は言わないと思いますよ。だけど、やっぱりそういうふうに市民は見ているということをやっぱり常々思いながら事柄に当たってください。

もう納付金についての答えは同じ答えでしょうから、あとはまた、付託を受けて委員会で審査されるのであれば託したいと思いますが、とりあえずは今日の質問はこれで終わります。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第88号総合体育館の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第89号観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第90号市営駐車場等の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

○2番（福田道代君） 市営駐車場の指定管理の指

定ということで、神村学園前駅というところの駐車場、ここの管理も入っているんですけども、これが前の何というのかな、花壇というのか、神村学園の前の広場の関係がこの指定管理に入っていて、それであそこの前が相当草がぼうぼうになっているという時期がすごい長いんですね。それで、花壇の中の草もすごい伸びていて。

指定管理の内容を見ましたら、花壇の花などの植えつけは串木野養護学校、花壇の水まき、草取りは神村学園、トイレの清掃、神村学園、広場内の清掃、神村学園ということで、ボランティアでの管理を行っているということで、関係者と連絡調整して維持管理を行うということになっているんですけども、ところがここの中で、余りにも花壇と周辺の草ぼうぼうというのがどういうふうな連携ができてののかなというので、少しその件についてお尋ねします。

○水産商工課長（平川秀孝君） ただいまの御質問でございますが、神村学園前の花壇、トイレの清掃、広場内の清掃につきましては、ただいま議員仰せのとおりボランティアによる活動をお願いしているところでございます。

ボランティアでございますので、たまに草がかなりぼうぼう生えているという状況が発生している状況もございます。担当課としましても、機会があるごとに状況を確認しまして、草が生えているようであれば、市のほうで職員をして草刈りをしたりして駅前広場がきれいになるように努めているところでございます。

○2番（福田道代君） お互いの連携というところでは市がかかわるということも言われたんですけど、余りにもボランティアに委託するのか、管理者がやるのか、市がやるのかというところでちょっと具体的な状況も少し確認をして、それぞれ分担していったらあそこの前は相当きれいになっていくし、花も植えられているんですけども、それが全然花がわからないというような状況もありますので。この管理の問題、長くここは東洋ベンディングさんが、有限会社の方がなさっているんですけども、そこらあたりももうちょっと明確にしていく必要があるんじゃないかと思って申し上げました。

○水産商工課長（平川秀孝君） 花壇の花植え等につきましては、今月ですね、養護学校のほうでも新たに花を植えていただきましてきれいになっている状況でございます。広場の管理等につきましては、指定管理者、養護学校、神村学園等、市を含めまして適正な管理ができるように努めていきたいと思えます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、予算議案第4号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）について質疑はありませんか。

○2番（福田道代君） 予算の関係で申しますと、概要で言いましたら5ページなんですけれども。

総務費の2番目のところで青年会議所の研修という問題がございますけれども、この研修内容につきまして。これはうちでやる場合もありますね。済いません、そうしたらこれ、うっかりしていましたので、うちでいいです。それ以外のところで。

いいですか、そうしたら今、疑問に思っている問題で。

○議長（中里純人君） 今の質問は研修の内容ですか。

○2番（福田道代君） そうです。研修の内容です。

○総務課長（中尾重美君） 研修内容、それからその目的ということでございますが、青年会議所を通じて、民間の発想による事業の習得及びさまざまな分野の会員と交流することでやる気のある職員を育成し、資質向上を図りたいと思っております。

通常の、現在、自治研修センター等の研修では、階層ごとに期待される職務遂行に必要な知識、技術を習得するとともに、役割についての自覚などを高める研修が同じ公務員と一緒に行われております。

そのほかに本市で行っております、自治研修センター以外の研修としましては、県庁、県の大阪事務所、東京事務所、気仙沼市、あるいはグローバルな人材育成を図るための民間の一般財団法人自治体国際化協会、それと、現在、鹿児島県の信用金庫が主催するかしん経営大学というような研修も実施して

おります。

今回さらに、本市の厳しい財政状況の中で、コスト意識を持ちながら、住民ニーズに応えた行政を積極的に推進していくため、行政の担い手としての意識改革と経営感覚の醸成を図る研修として、今回より身近な青年会議所へ派遣し研修するというので、会員となって、基本、38歳未満の職員に年間5人程度を2年間研修させたいと考えております。

以上です。

○2番（福田道代君） これは、青年会議所の中で行われるというのか、それともう一つは、どういう部署の方たち、いろんな仕事の関係もあると思うんですけど、どういう人たちが38歳以下という形であるのかというのを。

○総務課長（中尾重美君） 研修は会員となって会員の方々と活動してもらおうということになります。場合によっては5時以降の定例会とか、イベント等は土日のイベント、そういうことになろうかと思っております。

職員としましては、一般職員、先ほど申しました38歳以下で、消防、そういう特殊的な職員については除いて計画をしております。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案の付託については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午前10時57分